

第2期

上富良野町障害者計画

[第5期 上富良野町障害福祉計画 ・
第1期 上富良野町障害児福祉計画(案)]
(平成30年3月)

平成25年2月
上富良野町

※上富良野町障害者計画のうち「第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画(案)」に係る部分を、掲載しております。

第4章 第5期上富良野町障害福祉計画・

第1期上富良野町障害児福祉計画（平成30年度～平成32年度）

第1節 数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本方針（抜粋）】

- 平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- ・①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本。
 - ・②平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する事を基本。

【現状と課題】

◇国の方針に基づき、障害福祉サービスは地域移行（入所施設から地域生活へ）を前提として進められていますが、支援の度合いや高齢化や経済状況などの介護環境によって、施設での入所を継続せざるを得ない場合や、利用者のニーズを満たす居住環境が得られないなどの理由により、近年では地域移行がなかなか進まない現状にあります。

【これまでの取り組みと今後の目標】

- ◇①国の基本方針では、施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行することが基本となっているところですが、第4期の地域生活移行者（見込み）は1人で4%に相当します。現状と課題、これまでの実績も踏まえ地域移行への数値目標は、7%以上にあたる2人とします。居宅介護サービスや日中活動の場の確保など、地域で生活できる環境づくりに努めます。
- ◇②施設入所者数の削減については、地域生活移行による入所者数の削減が見込まれる一方、新たな入所者の増もあることから、数値目標は設定しません。

第4期計画				第5期計画		
H25年度末入所者数	地域生活移行者数	H29年度末		H28年度末入所者数	地域生活移行者数	H32年度末
	入所者削減数	目標	実績見込		入所者削減数	目標
25人	H25年度末現在入所者の12%	3人	1人	26人	①H28年度末現在入所者の7%	2人
	H25年度末の4%以上削減	1人削減	0人		②H28年度末の2%以上削減	—

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

【国の基本方針（抜粋）】

- ・精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置する事を基本。【新規】
- ・精神病床の1年以上長期入院患者数：14.6万人から15.7万人に【新規】
- ・精神病床における早期退院率：入院後3か月69%、入院後6か月84%、入院後1年90%以上とする事を基本。

【今後の目標】

◇国の基本方針に基づき、精神障害者地域移行・地域定着について保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域）の設置に向け、富良野地域自立支援協議会の専門部会として地域移行部会を平成29年6月に設置しました。

しかし、現在の地域移行部会は介護保険関係者が構成員となっていないため、今後、地域包括ケアシステムの構築に向け各関係機関と連携を図るとともに、協議に向けた取組みを行っていきます。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本方針（抜粋）】

- ・地域生活拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する事を基本。

【これまでの取り組みと今後の目標】

◇国の基本方針に基づき富良野圏域5市町村（富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）で構成し、平成27年度から基幹相談支援センター、5市町村行政、委託相談事業所による協議を進め、アンケート調査の結果を踏まえ、平成28年4月に、地域において機能を分担して行う面的整備を行いました。

◇地域生活支援拠点に必要な機能である居住支援機能、相談支援機能、体験の機会・場の確保、緊急時の受入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくりを基幹相談支援センターを中心に今後も行っていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本方針（抜粋）】

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する目標値を設定する。

- ・平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本。
- ・就労移行支援事業の利用者については、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- ・移行率 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
- ・就労定着支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする事を基本とする。【新規】

【現状と課題】

- ◇障がい者の自立と社会参加を促進するうえでの重要な柱の一つが「就労支援」です。上富良野町においては、平成 27～29 年度で、就労継続 B 型事業から 1 人、就労継続 A 型事業から 2 人、就労移行支援事業所から 1 人が一般就労への移行を果たしています。
- ◇しかし、都市部で障がい者の就労支援機関等を介しての就労に一定の成果が表れている反面、町内や近隣市町村では企業数が限られ、障がい者の求人枠はごくわずかとなっています。障がい者にとって旭川市など長距離の通勤や、住み慣れた地域を離れるという選択は非常に困難なことが多く、それぞれの希望に沿った就労につながりにくい現状があります。
- ◇当町には就労移行支援事業所がないことから、自宅から通所できる就労移行支援事業所が今後、必要となってきます。

【これまでの取り組みと今後の目標】

◇第 4 期計画における目標と実績

第 4 期計画（H29 年度末）	
目標	実績見込
2 人	4 人

◇第 5 期計画における目標

目標設定項目	H32 年度までの の数値目標	参 考
再就労を含めた 一般就労移行数	3 人	H28 年度一般就労への移行実績（1 人）の 1.5 倍以上
就労移行支援事業 の利用	2 人	H28 年度就労移行支援事業利用者（1 人）の 2 割増
就労定着支援事業 の利用【新規】	80.0%	就労定着支援を開始から 1 年後の職場定着率 8 割以上

基本方針と町障害者計画（第 2 節）における雇用促進施策の実施、また、各企業に障害者雇用に係る現状や意向把握のためのアンケートを行うなど、雇用の受入先の確保に向けた取組みを行っていきます。

5 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

【国の基本方針（抜粋）】

<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各町村に少なくとも1か所設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築（市町村単位の確保が難しい場合は、圏域での確保でも差支えない） ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保（市町村単位の確保が難しい場合は、圏域での確保でも差支えない） ・医療的ケア児支援の保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る為の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）
--

【これまでの取り組みと今後の目標】

障害児支援提供体制整備	第5期計画(H32年度末)	
	H29年度末実績	目標
児童発達支援センター※	0か所	1か所
保育所等訪問支援実施事業所	0か所	1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後デイサービス	0か所	1か所
医療的ケア児支援協議の場	0か所	1か所 (H30年度末)

◇国の基本方針では、障害児支援体制についてすべての市町村で1か所以上整備の目標であるが、児童発達支援センター、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後デイサービス事業所については、事業所の人員・設置基準等の問題から単独での確保は厳しい状況である為、圏域での設置に向け検討・協議を図ります。

また、医療的ケア児支援協議の場の設置についても町単独での設置が困難な場合は、圏域での設置を視野に入れ検討・協議を図ります。保育所訪問支援実施事業については、国の方針に基づき利用できる体制を整備します。

※「児童発達支援センター」は、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設をいい、嘱託医や栄養士等の人員基準が設けられています。

現在、当町の発達支援センターは、児童やその家族に対する支援事業のみを行っています。

第2節 サービスの見込量

障がい者が希望する暮らしの実現やその意欲・能力(適性)に応じた活動を保証するため、障害福祉サービスの種類ごとの支給量の1か月あたりの目標値を具体的に設定します。

1 訪問系サービス

【サービスの種類】

事業の種類	H29 利用者数	内 容
・ 居宅介護	6人	自宅を訪問し、調理や洗濯等の家事、排せつや食事等の介護、通院の介助などを行うサービスです。
・ 重度訪問介護	—	重度の障がい者や視覚障がい者に対して、自宅での入浴や排せつ、食事の介護、外出や移動の支援を行うサービスです。 ※利用対象となる障害の種類や程度、支援内容はそれぞれ異なります。
・ 行動援護	—	
・ 同行援護	—	
・ 重度障害者等 包括支援	—	

【現状と課題】

◇平成29年度現在、訪問系サービスは居宅介護の利用があります。今後も障がい者本人や家族の高齢化が進むことなどから、在宅生活を円滑に継続するために利用しやすい制度を維持していく必要があります。

【実績と今後の見込み量】

◇居宅系サービスを必要とする障がい者の介助環境や障害程度に大きな変化がない場合は、サービスの見込量にも大幅な変動は見込まれません。現在の利用状況と地域移行、地域定着の促進を念頭に新規利用見込、また介護保険制度への移行者を考慮して、以下のとおりとします。

区 分	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
時間/月	182	162	175	130	130	130
人/月	7	7	6	7	7	7

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、就労支援や生活面での訓練をはじめ、施設入所者や在宅生活者の昼間の活動支援など、主に施設への通所により提供されるサービスです。

【サービスの種類】

事業の種類	H29 利用者数	内 容
生活介護	39 人	常時介護を要する方に、入浴や排せつなどの介護や、創作的活動などを通じた身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (生活訓練)	1 人	障がい者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上（生活訓練）を目指します。
宿泊型自立訓練	1 人	障がい者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、昼夜を通じた訓練を行います。
就労移行支援	2 人	一般企業への就労を希望する障がい者に対し、定められた期間、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援	48 人	一般就労が困難な障がい者に対し、働く場を提供するとともに、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づく【A型】と、主として就労訓練を目的とした【B型】に分類されます。
療養介護	3 人	重症心身障がい者など、常に医療と介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練や介護を行うサービスです。
短期入所	2 人	在宅の障がい者が一時的な入所を必要とする時に、短期間の入所によって入浴・排せつ・食事等の介護を行うサービスです。
就労定着支援 【新規】	-	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けて支援を行います。

【現状と課題】

- ◇平成 29 年度現在、町内 4 事業所のほか、富良野圏域を中心とした事業所でサービスが提供され、利用者の数的な需要には対応できています。平成 22 年度に町内で就労継続支援、生活訓練を提供する事業所、平成 25 年度に就労継続支援を提供する事業所が開設されたことにより、利用者数、利用量ともに著しく増加し、閉じこもり防止や就労能力の向上に繋がっています。
- ◇しかし、一般就労に移行する過程（就労移行）を支援する事業所や短期入所の実施事業所が不足していることが課題となっています。
- ◇当町には、身体障害者及び難病のある方の日中活動サービスを受け入れる障害者事業所が少ないことから、今後の課題となっています。

【実績と今後の見込み量】

- ◇この数年間で町内や近隣自治体で日中活動系事業所が開設されたことから、サービスの利用者数、利用量ともに著しく増加しています。
- ◇現在も潜在しているサービス利用対象者への利用の促しを進めるとともに、多様化するニーズに対応する事を考慮し、以下のとおり見込みます。

区 分		H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
①生活介護	人日/月	728	788	788	800	800	820
	人/月	39	39	39	40	40	41
②自立訓練 (生活訓練)	人日/月	23	22	22	22	22	22
	人/月	1	1	1	1	1	1
③宿泊型 自立訓練	人日/月	37	29	29	23	23	23
	人/月	2	1	1	1	1	1
④就労移行支援	人日/月	37	37	37	37	37	37
	人/月	2	2	2	2	2	2
⑤就労継続支援 (A型)	人日/月	174	172	176	192	192	192
	人/月	11	11	11	12	12	12
⑥就労継続支援 (B型)	人日/月	787	783	787	864	918	972
	人/月	43	42	43	48	51	54
⑦療養介護	人/月	2	2	3	3	3	3
⑧短期入所	人日/月	31	22	14	13	13	13
	人/月	3	4	4	4	4	4
⑨就労定着支援 【新規】	人日/月	-	-	-	-	1	1

3 居住系サービス

居宅系サービスは障がい者の住まいの場を提供します。障害者総合支援法施行後は、主に夜間における介助を提供する「居住系サービス」と、昼間における訓練・介助等を提供する「日中活動系サービス」に明確に分離され、需要に応じた柔軟なサービスの選択・提供が可能となっています。

【サービスの種類】

事業の種類	H29 現在 利用者数	内 容
①共同生活援助 (グループホーム)	23 人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連携・調整などを行います。
②施設入所支援	26 人	入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
③ 自立生活援助 【新規】	-	施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行を希望する人に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問などにより適切な支援を行います。

【現状と課題】

- ◇平成 29 年度現在、49 人が居住系サービスを利用（入居）し、一般就労や就労訓練、生活介護など、それぞれの特性や必要性に応じた日中活動系支援などを受けながら暮らしています。
- ◇なお、町内に入所支援施設はありませんが、平成 28 年度に新たなグループホームが開設されたことから、グループホーム施設が 2 か所となり、町民 6 人が入居しています。
- ◇また、養護者の高齢化により、独居障がい者が増加傾向にあります。地域移行者の増加も見込めることから、居住系サービスの充実が必要となってきます。

【実績と今後の見込み量】

- ◇居宅系サービスを必要とする障がい者の介助環境や障害程度に大きな変化がない場合は、サービスの見込量にも大幅な変動は見込まれません。現在の利用状況と新規利用見込を考慮して、以下のとおりとします。

区 分		H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
共同生活援助	人/月	24	22	23	24	26	26
施設入所支援	人/月	26	27	26	26	27	28
自立生活援助 【新規】	人/月	-	-	-	1	1	1

4 相談支援

相談支援は、障害福祉サービスの利用者への相談や、平成 24 年度から義務化された支援計画（ケアプラン）の作成等を行うサービスです。

富良野地域生活支援センターへの相談事業の委託のほか、上富良野町相談支援センターが平成 25 年 2 月 1 日に開設され、支援計画の作成・進行管理を行っており、利用者すべてのサービス等利用計画の作成を行っています。

【サービスの種類】

事業の種類	内 容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた支援計画（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとに見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設や精神科病院から退所・退院する障がい者に対して、地域における生活に移行する際の居住の確保等の相談や支援を行います。
地域定着支援	施設・精神科病院からの退所・退院や、単身生活に移行した障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応などを行います。

【現状と課題】

- ◇通所事業所の増加などにより、障害福祉サービスの利用者は年々増加しています。また、密度の高い支援を必要とする事例や相談内容が多岐にわたる事例などもあり、現在 1 か所ある指定特定相談支援事業を増やす必要があります。
- ◇また、難病も含まれることから、医療系事業者による指定特定相談支援事業所が必要になっています。

【今後の見込み量】

- ◇障害福祉サービス利用者の全てにケアプランを作成します。
- ◇障害者計画「1 施設入所者の地域生活への移行（p.37 参照）」のとおり、平成 32 年度末で 2 人の地域移行を目標としています。
- ◇以上のことから、以下のとおり必要量を見込みます。

区 分		H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
計画相談支援	人	170	158	163	190	190	195
	障害者	92	93	97	110	110	110
	障害児	54	65	66	80	80	85
地域移行支援	人	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	人	—	—	—	0	1	1

5 障害児通所支援・障害児相談支援

障害のある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「上富良野町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障害のある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

【サービスの種類】

事業の種類	内 容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度の障害の状態にあり外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、支援を行うものです。
障害児相談支援	障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障害児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。 継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

【現状と課題】

◇平成 29 年度現在、町内 2 事業所において児童発達支援、放課後等デイサービスを行っています。利用者数は年々増加傾向にあり、事業所の受け入れ態勢の強化が必要となってきました。

【実績と今後の見込み量】

- ◇利用者数が年々増加傾向にあることから、以下のとおり見込みます。
- ◇平成27年3月1日より、上富良野町障害児相談支援センターが開設され、利用者すべてのサービス等利用計画の作成・進行管理を行っています。引き続きサービス利用者すべてのサービス等利用計画の作成、相談体制の充実を図ります。

区 分		H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
①児童発達支援	人日/月	99	84	89	150	150	150
	人/月	35	29	31	50	50	50
②医療型児童 発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
③放課後等 デイサービス	人日/月	122	82	142	135	150	170
	人/月	19	18	20	27	30	34
④保育所等訪問 支援	人日/月	0	0	0	5	10	10
	人/月	0	0	0	10	20	20
⑤居宅訪問型児 童発達支援【新 規】	人日/月	-	-	-	未定	未定	未定
	人/月	-	-	-			
⑥障害児相談 支援	人	159	123	160	180	200	200

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、市町村の裁量により地域で生活する障害のある人のニーズに応じて実施する事業です。障害のある人の地域における生活を支える様々な事業を行います。

◇平成 29 年度の上富良野町実施事業

事業の種類		内 容	H29 現在 実施(委託) 箇所数
必須事業	①相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。	1
	②成年後見制度 利用支援事業	判断力が充分でない障害者に代わり、裁判所が示した後見人が財産の管理や意思決定を補助します。	1
	③コミュニケーション 支援事業	聴覚障害者等とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記者の派遣などを行います。	2
	④日常生活用具 給付等事業	重度障害のある人に対し、自立生活支援用具等、日常生活用具の給付又は貸与を行います。	34
	⑤移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。	4
	⑥地域活動支援 センター事業	障害のある人が通い、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	1
任意事業	①日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労の支援や、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の支援を行います。	8
	②訪問入浴 サービス事業	身体に障害があるために自宅などで入浴することが困難な方の清潔・心身機能の保持のため、浴槽を提供のうえ、居宅を訪問して入浴の支援を行います。	0
	③生活サポート事業	介護給付の支給決定者以外の方について、日常生活や家事に対する支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ります。	3
	④巡回支援専門員整備 事業	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障がいになる段階から支援を行います。	2
	⑤社会参加促進事業		
	奉仕員養成 研修事業	聴覚に障害のある方との交流や町広報活動の支援者として、手話通訳者や日常会話程度のコミュニケーション技術を習得した手話奉仕員などを養成します。	1
	自動車運転免許取得・改造補助 事業	重度の身体障害者が自動車運転免許を取得する場合や、就労に伴い必要となる自動車の改造などに要する費用の一部を助成し、社会参加を促進します。	0
障害者スポーツ 教室等開催事業	障害者の健康増進や社会参加、充実した余暇のためスポーツ教室や大会を開催します。	1	

①相談支援事業（必須事業）

障害に関わる心配事や悩み事、障害福祉制度の利用などについて、障害者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うなど、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援する事業です。

【現状と課題】

- ◇保健福祉課窓口で行う相談支援のほか、富良野地域生活支援センターへ相談業務を委託し、障害者の支援を行っています。
- ◇また、相談支援等に関わる専門職員の配置や、富良野自立支援協議会を設置し（平成26年度）、相談支援体制を拡充しています。

【今後の見込み量】

- ◇障害者支援に関する制度の変化や、家族など介護者の高齢化などによって、相談内容も年々複雑化しています。多岐にわたる相談に対応するため、相談対応窓口の専門性を高め、相談支援水準の向上を目指します。

◇障害者相談支援事業実施見込み

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
障害者相談支援事業	○実施（2カ所）	○実施（2カ所）	○実施（2カ所）
基幹相談支援センター	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）
地域自立支援協議会	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）
相談支援機能強化事業	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）
住宅入居等支援事業	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）

※（ ）内は直営を含む実施箇所数

②成年後見制度利用支援事業（必須事業）

判断能力が不十分な高齢者や障害者で報酬の負担が困難な方が成年後見制度（後見・保佐・補助）を利用することにより、地域で安心して生活できるようにすることを目的とします。

助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、成年後見制度の申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業です。

【現状と課題】

- ◇成年後見制度の基礎的な内容について、町民の方へ制度の周知を図る為、成年後見制度研修会を開催しました。また、平成29年4月には実施要綱の見直しを図り、後見人等の報酬についても助成できるようにしました。
- ◇平成29年に1件の申立費用の助成利用（保佐）がありました。まだまだ制度について理解が深まっていない為、今後も制度内容についての周知の取組みが必要です。

【今後の見込み量】

今後必要な方が増えてくることが予想されること、障がいのある人の権利擁護を図る為、成年後見制度利用支援事業の普及・利用促進に向けた取組みを行います。

項 目		H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	1人	2人	2人

③コミュニケーション支援事業（必須事業）

聴覚、言語機能、視覚その他の障害のため、意思疎通（コミュニケーション）に支援を要する人に、手話通訳者や要約筆記者*を派遣し、社会参加の手助けを行う事業です。

【現状と課題】

- ◇町では、富良野圏域での共同委託により、コミュニケーション支援事業を実施し、必要に応じて手話通訳者の派遣などを行っています。平成24年度からは、道内全市町村で行う「広域派遣事業」に参加し、支援（派遣）の範囲を道内全域に拡大しています。要約筆記派遣事業については、現在利用者はありません。
- ◇制度拡充の一方で、手話通訳者など支援の担い手育成にも取り組んでいますが、その専門性の高さから不足状態は続いています。

【今後の見込み量】

- ◇平成24年度から、道内市町村の広域連携によりサービス提供範囲が道内すべての市町村に広がっています。
- ◇事業の周知と併せて利用者数、利用回数の拡大を見込み、今後も引き続き手話通訳者の育成・確保に努め、安定的なサービス提供体制を維持します。

項 目		H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
手話通訳者派遣事業	実利用人数	2人	2人	2人
要約筆記者派遣事業	実利用人数	1人	1人	1人
通訳者等設置事業	設置の有無	—	—	—

※) 要約筆記：聴覚障害者とのコミュニケーション手段のひとつで、話の内容などを要約し、文字化して伝えます。主として手話を用いない人に利用されています。

④日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

※身体機能を補完する義肢や車椅子などの補装具については、他の給付制度を用いるためここでは対象となりません

【現状と課題】

◇利用者からの申請により給付を行っています。大半がストマ用具の給付となっています。制度の利用を必要とする人へ適切に給付できるよう、今後も制度の周知を進めていかなければなりません。

【今後の見込み量】

◇給付の大半を占めるストマ用具についてはここ3年の実績が平均266件と大きな変動がないことから現状の件数を、その他の品目の必要件数については個別の予測が困難であることから、平成28年度と同数をそれぞれ見込みます。

項 目		H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
排せつ管理支援用具	ストマ用具（蓄便、蓄尿袋）、紙おむつ等	270 件/年	270 件/年	270 件/年
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト等	1 件/年	1 件/年	1 件/年
自立生活支援用具	入浴補助用具、つえ、頭部保護帽、特殊便器等	3 件/年	3 件/年	3 件/年
在宅療養等支援用具	電気式たん吸入器等	2 件/年	2 件/年	2 件/年
情報・意志疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器等	1 件/年	1 件/年	1 件/年
居室生活動作補助用具	小規模な住宅改修（手すりの取付、段差の解消等）	1 件/年	1 件/年	1 件/年

⑤移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援する事業です。

【現状と課題】

- ◇現在町内 2 事業所、町外 2 事業所への委託により事業を実施しています。平成 22 年度に町内事業所においてサービスが開始されて以降、着実に利用が広がっていましたが、ここ 2 年ほどは利用者の転居や生活環境の変化などにより利用が減少しています。
- ◇今後も事業の周知に努めるとともに、利用者のニーズを十分に把握し、需要とサービスの適合を進めていかなければなりません。

事業所名	所在市町村	H29 利用登録者数
なないろニカラ	上富良野町	3 人
上富良野町社会福祉協議会	上富良野町	1 人
中富良野町社会福祉協議会（車両移送事業）	中富良野町	2 人
(株)すばる	旭川市	1 人

【今後の見込み量】

- ◇障害者の地域移行、社会参加を進める一方で、高齢化に伴う家庭内での介助力の低下など本サービスの需要は今後も引き続きあることが予測されます。
- ◇現状において利用を希望する方へのサービス量は確保されているといえます。公共交通網の整備が充分でない地方において、今後もの確に利用者のニーズを把握し、サービス水準を維持していきます。

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
実利用人数	7 人/月	10 人/月	10 人/月
実利用時間	15 時間/月	20 時間/月	20 時間/月

⑥地域活動支援センター事業（必須事業）

障害のある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進の機会を提供する事業です。

【現状と課題】

- ◇町では、富良野圏域で共同設置している「富良野地域生活支援センター」に事業を委託して、創作的活動や社会との交流促進等を行っています。
- ◇地域活動支援センターを設置している富良野市までバスによる送迎を行っており、地域活動支援センターでの日中活動の機会を提供しています。
- ◇障害サービス利用へのきっかけづくり、地域交流の場が必要になっています。生活圏においても地域活動支援センターの設置が必要となってきました。

【今後の見込み量】

- ◇富良野地域生活支援センターへの委託による実施を継続します。
- ◇現時点ではセンターの新規設置の予定はありませんが、利用者や利用対象者の需要を調査し、検討していく必要があります。
- ◇障害者計画 第4節「5 居場所の確保」のとおり、地域活動支援センターなど引き続き、日中活動の場の充実を図ります。

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
実施箇所数	1 ヲ所	1 ヲ所	1 ヲ所
実利用人数	13 人/月	13 人/月	13 人/月

⑦日中一時支援事業

障害のある人の日中活動の場を確保することで、地域生活の充実と、その保護者等の就労や育児の支援を行います。また、日常的に関わりを持つ家族などの介助者に、一時的な休息を提供することも目的としています。

【現状と課題】

- ◇町内3事業所、町外5事業所との委託契約により実施しています。
- ◇障害児については主に保護者の就労サポート、障害者については日中のレクリエーションや入浴など各施設の特色に応じて様々な用途で利用されています。
- ◇事業を開始した平成18年度以降、利用は着実に伸びていますが、児童の利用については、障害児通所支援と並行して利用している人が多く、利用者のニーズを把握しながら児童発達支援や放課後等デイサービスとの連携をさらに深める必要があります。

事業所名	所在市町村	H29 利用登録者数
なないろニカラ	上富良野町	22人
ラベンダーハイツ	上富良野町	2人
北の峯学園、デイサポートかみふらの	富良野市、上富良野町	2人
サポートステーション栄町、デイセンター芽ぐみ野	富良野市	1人
デイセンターすずらん	美瑛町	1人
(株)すばる	旭川市	1人

【今後の見込み量】

- ◇現在はすべての利用希望者に対してサービスが提供されています。
- ◇今後も引き続き充実した日中活動や保護者の就労、休息のためのサービス水準を維持できるよう、実施事業所との連携を深めます。

項目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
実施事業所数	8カ所	8カ所	8カ所
実利用人数	32人/月	34人/月	34人/月
実利用日数	50日/月	60日/月	60日/月

⑧訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度の身体障害のある方の自宅に訪問し、入浴車で入浴を行います。

【現状と課題】

- ◇現在は、日中一時支援を利用することにより、継続的な利用者がなく、委託契約を結んでいる事業所はありませんが、身体状況や介護環境の急激な変化にも対応できるよう、介護保険サービスで委託契約をしている事業所と連携を図り、サービス提供体制がとれるように努めます。

⑨生活サポート事業

介護給付支給決定者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたす人に対し、必要な支援（生活援助や家事援助）を行うため、自宅にホームヘルパー等を派遣します。

【現状と課題】

- ◇町内 2 事業所への委託のほか、富良野圏域で共同委託を行っています。利用対象のほとんどが介護給付（居宅介護）の支給対象となるため多くの利用はありませんが、緊急の場合など、介護給付によることができない場合や、柔軟な生活援助のために利用されています。

【今後の見込み量】

- ◇緊急の求めに応じた需要については把握が困難ですが、生活援助での利用実績をもとに、より有効かつ柔軟な利用の促進を図り、以下のとおり見込みます。
- ◇現在の委託体制により見込み量の安定的な提供は可能であると判断します。今後も引き続きサービス水準の維持向上を図るとともに、制度が有効に利用されるよう、周知や委託事業所との連携を図ります。

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
利用量	15 時間/月	20 時間/月	25 時間/月
実利用人数	2 人/月	3 人/月	4 人/月

⑩巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に専門支援職員の巡回支援を実施し、施設職員や発達障害児等の保護者に支援を行います。

【現状と課題】

◇作業療法士、言語聴覚士による支援を平成29年度は9回行いました。ケースに応じて適切な支援に結び付けられるよう関係機関と連携して支援を行っています。

【今後の見込み量】

今後も引き続き支援体制を維持できるよう実施事業所と連携を図ります。

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
実施回数	8回	8回	8回

⑪社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進する事業のうち、手話通訳者等の養成、運転免許取得・自動車改造助成、スポーツ教室等開催事業を行っています。

【現状と課題】

- ◇手話通訳者等の養成は、富良野圏域での共同委託により事業を行っています。平成27年度と平成28年度は中富良野町で講座を開催し、町内では平成29年度に入門講座、平成30年度には基礎講座を開催する予定であります。手話に親しみ、日常会話が可能な技術の取得に大きな成果を出す一方、非常に高度な技術と知識、経験が求められる手話通訳者の誕生には至っていませんが、今後とも継続的に養成講座を開催し、手話通訳者等の養成に努めます。
- ◇運転免許取得助成、自動車改造助成については、平成25年度に自動車改造経費の補助を1件行いました。身体障害者の就業や社会参加に不可欠な交通環境を充実するため、引き続き助成制度の周知を行い、利用を促進します。
- ◇平成24年度から、障害者スポーツ教室を開催しています。パラリンピック種目のような本格的な競技環境は整っていませんが、障害者の健康増進や余暇の充実のため、スポーツ参加のきっかけづくりとして実施しています。

【今後の見込み量】

- ◇手話通訳者等の養成については、現段階では講座の開催回数を増やすなどの事業拡大予定はありませんが、現在の委託体制により入門⇒基礎講座のサイクルを継続し、多くの住民が手話に親しみ、手話は言語であることを理解することで、手話通訳者等の養成に努めることとします。
- ◇運転免許取得助成、自動車改造助成については、身体障害者の社会参加等に不可欠な交通環境を充実するため、引き続き助成制度の周知を行い、利用を促進します。
- ◇スポーツ教室は今後も、スポーツ参加のきっかけづくりとして、障害者の方でも参加しやすいさまざまな競技種目を実施し、障害者スポーツの振興を図ります。

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
奉仕員養成研修	6	6	6
自動車運転免許取得・改造補助事業	1人	1人	1人
障害者スポーツ教室等開催事業	12回	12回	12回

7 その他の事業

町では、自立支援給付、地域生活支援事業のほか、障害者が地域で充実した生活、社会参加ができるよう、さまざまな支援を行っています。

事業の種類		H28 現在 利用者数等	内 容
①	更生医療給付	(給付件数) 569 件	既にある障害の症状等を軽減・除去するための手術などの治療によって効果が確実に見込まれる医療について、費用を給付するものです。
②	育成医療給付	(給付件数) 4 件	18 歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚、音声、先天性の心臓又は心臓疾患児の症状等を軽減・除去するための治療によって効果が見込まれる医療について、費用を給付するものです。
③	タクシーチケット 助成事業	(申請者) 81 人	歩行が困難な重度身体障害者に対してタクシー利用の助成券(500 円券を障害種別・住所に応じて 32 枚から 96 枚)を給付し、生活圏の拡大を図っています。
④	施設通所交通費 助成事業	(対象者数) 2 人	町外の通所事業所へ通所する方に対して、通所交通費(鉄道運賃相当額)の2分の1を助成しています。
⑤	医療的ケア支援事業	(実利用者数) 0 人	日常的に医療的ケアを必要とする身体障害者が利用する通所施設等が、看護師の派遣による医療的ケア事業を行った際の費用を助成します。
⑥	福祉バス事業	(延べ運行回数) 145 回	高齢者や障害者の移動手段を確保して、積極的な福祉活動や社会参加を促進します。
⑦	障害福祉サービス 事業所設置補助	(実施事業所数) 1 カ所	町内に事業所を新たに設置する事業者に対して、施設の建設費(改修費)、初期備品の購入費、賃借料に対して補助を行います。
⑧	腎機能障害者 通院交通費補助	(対象者数) 15 人	人工透析を行う腎機能障害者に対し、通院にかかる費用を補助します。1ヶ月あたりの交通費(鉄道運賃相当額)が5千円(非課税世帯については全額)を超えた場合、超えた金額を補助します。
⑨	特定疾患患者等 通院交通費補助	(延対象者数) 107 人	治療が困難とされている特定疾患の治療のため通院する患者に対し、交通費(鉄道運賃相当額)の2分の1及び通院証明書料を補助します。

※⑤「医療的ケア支援事業」は、平成 26 年 10 月より事業所において実施により廃止。

上富良野町障害者計画

平成 25～32 年度

平成 25 年 2 月発行
(平成 30 年 3 月一部改訂)

発 行 上富良野町
編 集 上富良野町保健福祉課

〒071-0561

空知郡上富良野町大町 2 丁目 8 番 4 号

TEL 0167-45-6987